

質 問 回 答

2016 年 9 月 20 日

「(案件名)タイ国ごみ焼却発電課題対応力強化のための情報収集・課題分析業務」

(公示日:2016 年 9 月 7 日/公示番号:160618)について、いただいた質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	
1	全体／業務の 対象範囲	本業務で対象としている「ごみ焼却発電」の“ごみ”は、最終成果品のひとつとして Municipal Solid Waste Incineration : A Decision Makers' Guide の JICA 版を作成することから、「都市ごみ」、すなわち、一般廃棄物を対象とし、基本的には事業系の廃棄物は対象としない理解でよろしいでしょうか。	はい、ご指摘のとおり一般ごみを想定しております。
2	P5 3. 業務従 事予定者の経 験、能力等 【業務従事者: 担当分野 ご み発電】	業務従事者を、ごみ焼却発電の「設備導入」業務と、ごみ焼却発電の「発電事業調査」業務の 2 つに分け、2 名を配置する体制を考えております。このような体制は認められますでしょうか？ なお、この場合、1 名分の M/M を分配することとし、幅広い経験・知識を必要とするごみ焼却発電に係る業務を 2 名で補完しながら遂行することを意図しています。	評価対象従事者として指定されている「ごみ発電」業務を分担する場合、「ごみ発電 1」、「ごみ発電 2」とし、分担を提案する考え方を具体的に記述いただくと共に、両名について評価対象従事者として必要な書類をご提出ください。 評価に際しては、両名の配置人月量を勘案しつつ両名の経験・能力等を確認します。
3	P11 第 2 業務の目 的・内容に関す る事項 2. 業務の目的	指示書には「我が国が比較優位性を有しているごみ焼却発電について、タイ及びマレーシアを代表的事例に情報収集・課題分析を行うと共に、調査を通じて抽出された課題・教訓に対する助言を調査対象自治体に行う。」とあり、公示に記載の調査目的と若干記載が違いますが、ここでの助言とは情報収集・課題分析を行うための付帯的なものであり、現地の関係機関からのヒアリングの中で課題改善へのアドバイスや今後の留意点等について現地側から求められた	はい、ご指摘のとおり付帯的なものとして、調査対象自治体との意見交換の中で必要に応じて助言を行うことを想定しております。

		際に先方と意見交換をするというイメージで良いでしょうか？	
4	P15 7. 成果品等	最終成果品は執務参考資料(案)となりますが、製本する必要はありますか。もしくは簡易製本で宜しいでしょうか。	簡易製本を考えております。
5	P15 7. 成果品等(1)報告書等執 ウ 務参考資料(案) (Decision Makers' Guide は別冊)	最終成果品となる「執務参考資料(案)」には中間報告書の内容を最終報告書としてまとめたものを含む認識でよいでしょうか？ また成果品の提出部数は、「和文 20 部、英文 20 部」との記載ありますが、これは執務参考資料(案)と Decision Makers' Guide を各々「和文 20 部、英文 20 部」提出する認識でよいでしょうか？	中間報告書の内容を最終報告書に含むことは現時点では考えておりません。 Decision Makers' Guide は執務参考資料の別冊資料として考えております。
6	15 ページ、7. 成果品等 (1) 報告書等 ウ 執務参考資料(案) について	執務参考資料(案)は、50 頁程度とありますが、別冊を含めたものか定かではありません。執務参考資料(案)の本文と別冊(Decision Makers' Guide)と、それぞれのページ数の目安を教えてくださいませんか？	50 頁は執務参考資料(案)本文のみの想定です。別冊(Decision Makers' Guide)も数十頁を目安に考えております。
7	P15-16 7. 成果品等 (1) 報告書等	執務参考資料(案)の別冊として提出する Decision Makers' Guide の提出部数は、執務参考資料(案)と同様に和文 20 部、英文 20 部でしょうか。	はい、ご指摘のとおりです。

以上